

# 鈴鹿市景観計画の変更について

都市整備部都市計画課

## 1. 変更の趣旨

鈴鹿らしい景観を実現するため、平成23年1月に景観法に基づく「鈴鹿市景観計画」「鈴鹿市景観づくり条例」の本格的な運用を開始しました。

その後5年が経過し、関連計画の改定、社会動向の変化及び景観法・屋外広告物法の運用上の課題が生じてきました。

そのため、鈴鹿市景観計画の理念及び景観づくりの目標を踏襲しつつ、当該課題等の整合・解決を図るため、「鈴鹿市景観計画」を変更します。

## 2. 変更の概要（主な内容）

### 1) 関連計画の改定による見直し

現行の景観計画の関連計画として、鈴鹿市総合計画、鈴鹿市観光振興基本計画、鈴鹿市都市マスタープラン、鈴鹿市緑の基本計画が位置づけられています。

今回、改定のあった鈴鹿市総合計画、鈴鹿市観光振興方針（旧鈴鹿市観光振興基本計画）、鈴鹿市都市マスタープランの内容を反映した景観計画に変更します。

第1章 鈴鹿市の景観特性 2. 関連計画 の修正
--------------------------

### 2) 社会動向や都市マスタープランの改定による見直し

社会動向の変化や都市マスタープランの改定に合わせて、景観類型の設定及び景観類型別の方針（景観特性・景観形成方針）の改定を行います。

第3章 良好な景観の形成に関する方針 1. 景観類型の設定 2. 景観類型別の方針 の修正
---

### 3) 建築物・工作物等の景観誘導策の再構築

#### ① 景観形成基準の見直し

現行の景観形成基準は、市全域で同じ基準であるため、場所によっては、届出者、設計者、行政にとって分かりづらいものになっています。

今回、地域の景観特性に応じた基準にするため、景観類型ごとに景観形成基準を設定します。

第4章 建築物・工作物等の行為の制限に関する事項 2. 景観形成基準の修正

#### ② 全ての建築物・工作物等の景観誘導策の提示

現行の景観類型別の方針に、全ての建築物・工作物等に対し、周辺の景観と調和したデザインへの誘導を図るよう定められています。その中で、大規模な建築物・工作物等は景観法の届出による景観誘導が図られています。しかし、届出が不要な一般の住宅や小規模な店舗等への景観上の配慮事項は明らかではありません。

今回の景観計画の変更において、景観類型別の方針の具体化を図るため、一般の住宅や小規模な店舗等の計画・設計に当たって、参考となる景観上の配慮事項を提示します。

第4章 建築物・工作物等の行為の制限に関する事項 1. 届出対象行為の修正

### 4) 景観資源の保全・活用策の再構築

現在、景観上重要な要素である、地域の身近な景観資源（歴史的建造物、樹木、自然、緑、農地等）が失われつつあります。その中で、景観資源を保全・活用する施策として、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定があります。しかし、これらの指定は、市を代表する景観資源の保全を目的としており、地域の身近な景観資源等を保全・活用する施策にはなりません。

今回の景観計画の変更において、地域の身近な景観資源の抽出・認知・保全・活用を視野に入れた総合的な景観資源の保全・活用策を設定します。

また、文化財保護法等に基づく重要文化財も景観資源となりえるものもあり、その保全・活用を図っていく必要があります。

第5章 良好な景観の形成に向けた方策 2. 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定 の修正

第5章 良好な景観の形成に向けた方策 1. 景観資源の抽出と認知度の向上 3. 文化財保護法等に基づく重要文化財等の指定等 4. 登録・認定地域景観資産の登録・認定 を新たに規定

## 5) 地域の魅力的な景観空間の創造策の再構築

地域の魅力的な景観空間の創造を図るための最も重要な方策としては、地区別景観づくり計画の策定・推進であると考えています。

現行の景観計画には、地区別景観づくり計画の策定の仕組みについて規定されています。しかし、地区別景観づくり計画の定める事項、計画策定に向けた具体的な支援や計画の策定手続きのイメージが明らかではなく、地区別景観づくり計画の策定に向けた取組が進まない状況にあります。

今回の景観計画の変更において、地区別景観づくり計画の策定を促進するため、上記事項を定めるとともに、景観計画提案制度の規定を設定します。

第6章 市民が主役の景観づくりに向けた取組 1. 地区別景観づくり計画の策定の仕組み 2. 各種制度等の活用 の修正
--

## 6) 景観意識の醸成

これらの景観施策の実現に向けた基礎的取組として景観意識の醸成を図ることが重要です。

現行の景観計画には、景観に関する普及啓発が規定されています。その中で、景観づくり活動団体に関する規定が明らかではありません。

今回の景観計画の変更において、景観に関する普及啓発に取り組む活動団体を市に登録することができる制度を創設します。

第6章 市民が主役の景観づくりに向けた取組 3. 景観意識の醸成 の修正
--------------------------------------